

令和 4 年 9 月 12 日

保護者の皆さまへ

茨木市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日ごろは、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、国の対応変更に伴い、今後の感染者の療養期間は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

各ご家庭におかれましては、引き続き、毎日の健康観察や基本的な感染対策を徹底する等ご配慮いただき、体調不良時には無理をせず自宅で休養するとともに、医療機関には事前連絡をして受診し、検査の有無は医師の判断に委ねていただきますようよろしくお願いいたします。

また、現時点での大阪府の情報につきましても、参考までにお知らせいたします。

記

感染者(令和4年9月7日時点の感染者を含む)の療養期間(変更点)

10日間(11日目から登校可能) → 7日間(8日目から登校可能)

【変更前】

【変更後】

※6日目に37.5度以上の発熱や激しい咳等があれば、その症状が治まってから24時間以上経過するまで療養期間は延長となります。

※変更後も10日間が経過するまでは、検温などの健康観察、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(参考) 大阪府の情報

※日々情報が更新されておりますので、随時ご確認ください。

●発熱者 SOS (大阪府新型コロナ受診相談センター)

電話 06-7166-9911、06-7166-9966 FAX 06-6944-7579 (全日 24 時間受付)

●若年若者向け無料抗原検査キット配布(12～49歳)

大阪府ホームページ [大阪府 キット無償配布](#)で検索

●濃厚接触者の可能性のない無症状者や感染不安がある者の無料検査

大阪府ホームページ [大阪府 無料検査](#)で検索

